

## 議案第61号

### 幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例

幕別町普通河川管理条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（占用料等の徴収及び減免）

第21条 町長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から別表により算出して得た額の占用料、採取料及び使用料（以下「占用料等」という。）に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）を徴収するものとする。ただし、第8条第2号に規定する行為の許可期間が1月以上であるものについては、別表により算出して得た額の占用料等（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、道又は市町村が収益を目的としない事業のためにする場合その他町長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

別表の2中備考以外の部分を次のように改める。

#### 2 土石採取料その他の河川産物採取料

番号	区分	単位	単価	摘要
1	土砂	1 立方メートル	130円	
2	砂		160円	
3	切込砂利		160円	
4	砂利		160円	栗石を含む。
5	玉石		210円	
6	転石		890円	
7	芝草	1 平方メートル	50円	
8	木杭	1 束	100円	胴径 30センチメートル 元口径 4センチメートル以内 長さ 1.2メートル以内
9	粗朶		60円	胴径 30センチメートル 長さ 3.5メートル
10	帯梢	1 束(25本)	100円	1本につき

				元口径 3センチメートル 長さ 3.5メートル
11	凍氷	100キログラム	50円	
12	雑草		70円	
13	その他		時価	

別表の3中備考以外の部分を次のように改める。

### 3 水利使用料

番号	区分	単位	期間	単価	摘要
1	鉱工業用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	342,000円	鉱工業営業に必要な一切の用水
2	汽かん冷却用水			64,000円	
3	農産物加工用水			32,000円	農業者自身が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。
4	魚族養殖用水			95,000円	
5	鉱泉用水	1口	1年度	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。
6	その他の用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	64,000円	

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町普通河川管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可される占用料等について適用し、施行日前に許可された占用料等については、なお従前の例による。